

いじめ対応充実の手引き⑬



長野県教育委員会事務局教学指導課心の支援室

ネット上のいじめへの対応

ネット上のいじめとは

インターネット端末機器の急速な技術発展と普及によって、児童生徒の携帯電話（スマートフォンを含む）の所持率は中学校3年生で約30%と高く、高等学校では99%となっています（平成24年9月抽出校で実施）。平成24年度の県内のネット上のいじめの認知件数は、小学校5件、中学校28件、高等学校33件でした。また、平成25年度上半期（4月から9月）では、小学校6件、中学校28件、高等学校24件でした。携帯電話やスマートフォン、パソコンを通じてインターネット上の掲示板等に誹謗中傷を書き込んだり、メールを使って誹謗中傷を行ったりするなどの「ネット上のいじめ」についても、他のいじめと同様に決して許されるものではなく、学校においても、「ネット上のいじめ」の特徴を理解した上で、「ネット上のいじめ」の早期発見・早期対応に向けた取組を行っていく必要があります。

ネットいじめにはどのようなものがあるか

《掲示板・ブログ・SNSでの「ネット上のいじめ」》

- 掲示板等への誹謗・中傷の書き込み。
- 電話番号や写真など実名や個人が特定できる情報を本人に無断で掲載。
- 特定の子どもになりすましてインターネット上で活動を行う。

《メールでの「ネット上のいじめ」》

- 誹謗・中傷のメールを繰り返し特定の子どもに送信する。
- 「チェーンメール」「なりすましメール」で悪口や誹謗・中傷の内容を送信する。
- グループ内で特定の子どもに対して、仲間はずししたり、悪口や不適切な画像を送りあったりする。



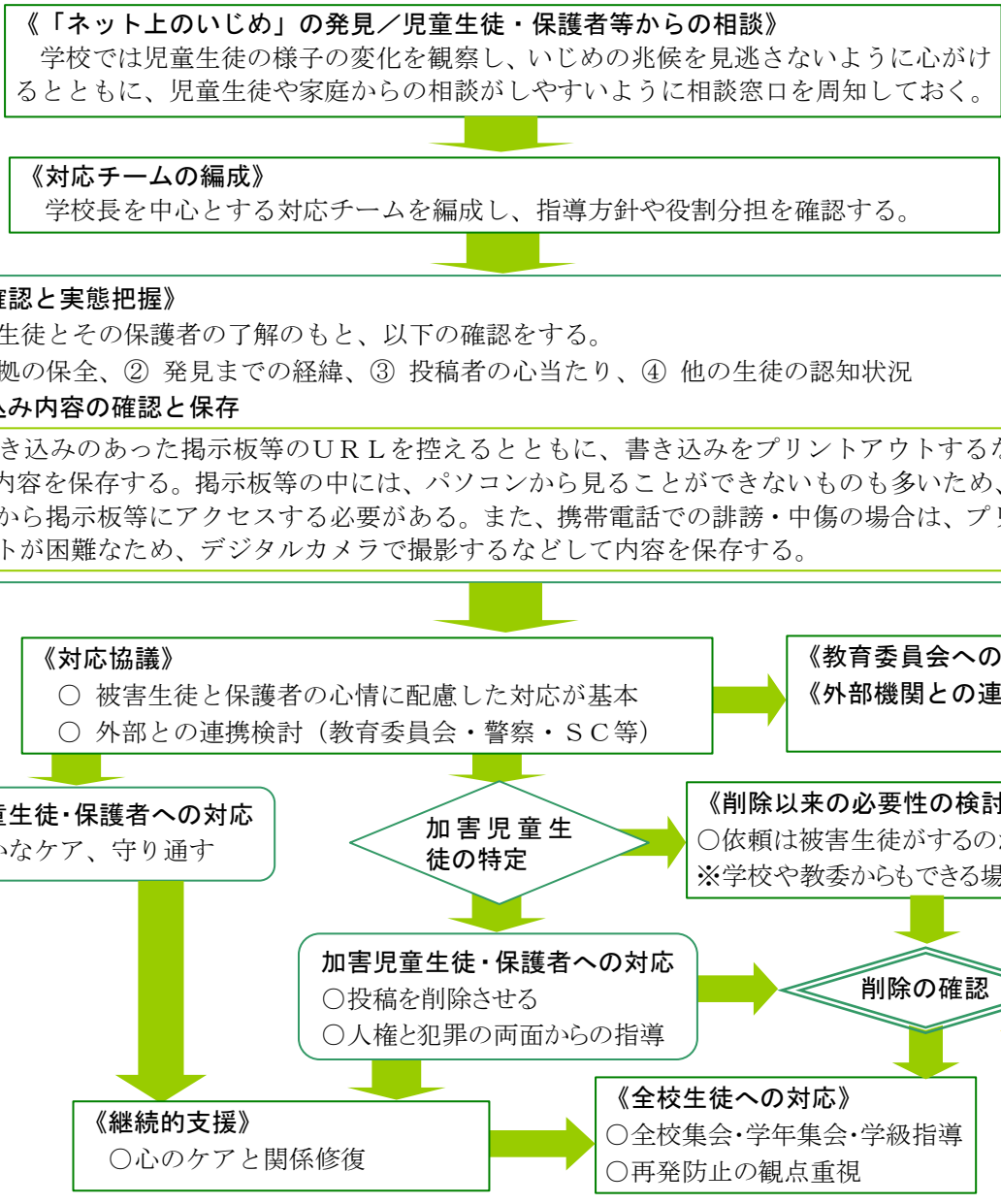
ネットいじめの特徴

- 不特定多数の者から、絶え間なく誹謗・中傷が行われ、被害が短期間で極めて深刻なものとなる。
- インターネットの持つ匿名性から、安易に誹謗・中傷の書き込みが行われるため、子どもが簡単に被害者にも加害者にもなる。
- インターネット上に掲載された個人情報や画像は、情報の加工が容易にできることから、誹謗・中傷の対象として悪用されやすい。また、インターネット上に一度流出した個人情報は、回収することが困難となるとともに、不特定多数の他者からアクセスされる危険性がある。
- 保護者や教師などの身近な大人が、子どもの携帯電話等の利用の状況を把握することが難しい。また、子どもの利用している掲示板などを詳細に確認することが困難なため、「ネット上のいじめ」の実態の把握が難しい。

ネット上のいじめへの対応

掲示板やブログ、プロフ等への誹謗・中傷の書き込みやメールによる「ネット上のいじめ」が児童生徒や保護者等からの相談などにより発見された場合は、児童生徒等へのケアを行うとともに、被害の拡大を防ぐために、次に示すような手順で、書き込みの削除等を迅速に行う必要があります。

【ネット上のいじめへの対応手順】



《削除依頼と削除の確認》

《(1) 掲示板等の管理者に削除依頼》

掲示板等のトップページから連絡方法(メール)の確認。「利用規約」等に記載されている削除依頼方法を確認して削除依頼。

《(2) 掲示板のプロバイダに削除依頼》

掲示板等の管理者に削除依頼しても削除されない場合や、管理者の連絡先が不明な場合などは、プロバイダ(掲示板サービス提供会社等)へ削除依頼。

《(3) 警察や法務局・地方法務局に相談する》

削除されない場合はメール内容などを確認するとともに、警察や法務局・地方法務局に相談するなどして、対応方法を検討する。

《相談窓口》

- 長野県警生活安全部生活環境課
サイバー犯罪対策室 026-233-0110
- 違法・有害情報相談センター
(<http://www.ihaho.jp/>)
- 地方法務局「子どもの人権 110 番」
0120-007-110
- 教学指導課心の支援室
026-235-7436